

国際税務の存在意義とは

国際税務で発生する**二重課税**とはどんなものでしょうか？

例えば、日本企業が A 国企業へ特許をライセンスし、その A 国企業からロイヤリティとして報酬を受け取ったとします。この時、日本国内では日本の税法が適用され、A 国では A 国の税法が適用され、それぞれの国で税金が課されます。これが二重課税です。

具体的な数値で考えてみましょう。

特許のロイヤリティが元々100万円とし、A 国の税法ではロイヤリティに対する税率が10%と仮定します。この場合、A 国企業では10万円の税金が源泉徴収され、日本企業には90万円が入金されます。しかし売上として請求したのは100万円ですから、日本企業には、この100万円に対して日本の法人税が課されることとなります。日本で30万円の法人税が課されたとしましょう。

もし、日本企業が国内企業へ特許をライセンスしていたならば、負担する法人税は日本の**30万円**だけで済みます。今回の場合、100万円のロイヤリティに対して、日本の法人税30万円と、A 国で課された10万円の源泉税は、二重課税された形になります。日本と A 国の 2 か国で**合計40万円**納税したことになります。まとめると、**海外の税法 + 日本の税法 = 二重課税の発生**です。

こうして生じた二重課税を、そのまま放置するのではなく、二重課税を排除・緩和するために存在する制度を活用することが、国際税務の大きな役割の一つです。

この時に使えるのが「**租税条約**」や「**外国税額控除**」といった制度になります。

次回以降、この租税条約や外国税額控除といった制度を紹介していく予定です。

ぜひこのコラムを通して、国際税務について学んでみませんか？